

令和2年4月28日

府中市新型コロナウイルス感染症緊急対応方針

新型コロナウイルス感染症が拡大し、都市部を中心に感染者の増加傾向が顕著となる中で、国は、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を発出しました。また、東京都は、当該緊急事態宣言を受け、同月10日には緊急事態措置等を実施することを決定し、都民への外出自粛と多くの事業者への休業を要請しています。

これらのことが与える社会への大きな影響に対し、国及び東京都は、様々な視点から緊急対策を講じており、順次、その具体化が進められています。本市においても、これらの状況を踏まえつつ、市民や事業者の皆様にもっと近い基礎自治体として、感染症拡大の収束に目途がつくまでの間に加え、その後の回復期において、行き届いた対策を講ずる必要があるものと考え、市民生活や小規模事業者等の事業継続のための支援などを柱とした緊急対応について、次のとおり方針をまとめました。今後は、この方針に基づき、必要な予算措置を講じ、多様な施策を機動的に展開していきます。

1 生活支援対策

- (1) 国が主導する給付金の支給について迅速な対応を行います。
 - ア 外出自粛や人との接触を最大限減らす必要がある中で、家計への支援を目的とする特別定額給付金（仮称）の支給について、迅速な対応を行います。
 - イ 児童手当を受給する子育て世帯に対し、対象児童一人につき1万円を上乗せする臨時特別給付金の支給について、迅速な対応を行います。
- (2) 学校の休校や保育所の登園自粛などに伴う、食事や家庭学習などの負担の増加を踏まえ、子育て世帯への支援を拡充します。
 - ア 児童手当、児童育成手当と児童扶養手当を受給する子育て世帯に対し、国の児童手当への上乗せに加えて、それぞれに市独自の臨時特別給付を行います。
 - イ 認可保育所や学童クラブ等の休園や登園自粛等に伴い欠席した児童の保育料等を減額するなど、利用者負担の軽減を図ります。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少などにより、就学が困難となった者等に対する支援を行います。
 - ア 家計が急変し、経済的に困窮している世帯等に対して、基準を緩和することで、給食費や学用品費等の負担への支援を行います。また、基準を整理し、奨学金の給付や貸付を柔軟に行うほか、償還の猶予を行います。

- (4) 生活に困窮する者等に対するセーフティネットの強化を図ります。
 - ア 社会福祉協議会において、休業や失業により生活が困窮する世帯に対して、引き続き、生活資金の貸付けを行います。
- (5) 市民生活のあらゆる面における影響を勘案し、市税等の支払期間を猶予するなど、税制面等からの支援を行います。
 - ア 市税や介護保険料、国民健康保険等について、支払猶予等を行います。
 - イ 市営住宅家賃や下水道料金について、支払猶予を行います。

2 経済支援対策

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある小規模事業者等の事業活動の継続に向けた支援を行います。
 - ア 日本政策金融公庫が実施する経営改善資金融資（マル経）の利子分について補助を行い、実質無利子化を図ります。
 - イ 新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した小規模事業者の販路開拓等にかかる費用の一部を補助します。
 - ウ 売上げの減少により、中小企業事業資金あっせん制度を利用する場合に、借入れの際に必要な信用保証料を全額補助します。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大が収束し、市民の不安が払拭された後において、市内経済の回復と市民への経済支援を目的とした地域振興施策を展開します。

3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

- (1) 国や東京都の自粛要請を踏まえ、市立小中学校の休校、保育所や学童クラブの原則休園を始め、多くの公共施設について、当面、休館としていますが、感染拡大の防止に必要な期間については、この取扱いを継続します。また、市が主催する各種イベントのうち、感染拡大が懸念されるものについても、全て中止します。
- (2) 高齢者や障害者、外国人等への情報提供など、受け手に応じた伝え方の配慮も含め、感染拡大の防止に向けた周知を行います。
 - ア 国から提供される情報などを活用し、適宜、市民への必要な情報の提供を行います。特に、咳エチケットや正しい手洗いを始め、「3つの密」を避ける行動の徹底、不要不急の外出自粛や人との接触を8割減らすためのポイントなどについて、様々な手法を活用した周知を行います。
- (3) 医療機関や福祉サービス事業者など、市民生活の基盤を支える事業者等に対し、マスクや消毒液の調達に向けた支援を行います。
- (4) 東京都多摩府中保健所や府中市医師会と連携し、新型コロナウイルス感染症に関する検査体制等の構築に向けた取組を進めます。

- (5) 「府中市新型インフルエンザ等対策事業継続計画（BCP）」に基づく業務継続の優先度に応じた業務の縮小又は休止と、接触機会の低減を図るための市職員の在宅勤務について継続します。

4 相談機能・情報発信の強化

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う外出自粛や働き方の変化、事業活動の自粛などにより生じる様々な問題に対する相談機能を強化し、きめ細かな相談に対応していきます。
- (2) 緊急対応方針に基づき、市が実施する取組について、多様な媒体を活用して情報を発信するほか、外出自粛時の子どもの学習や子育て、健康づくりなど、緊急時の市民生活において必要な情報を、市民の立場に立って提供します。

5 状況に応じた緊急対応方針の見直し

本方針は、現時点における各対策の方向性を取りまとめて示したものであり、国や東京都の動向や市民生活の変化等に対応し、随時、適切な見直しを行っていきます。